

第2章 環境の状況

1 環境を取り巻く現状

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた行動目標 SDGs (Sustainable Development Goals) が採択されました。SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

国内では、平成 28 年 (2016 年) に内閣総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部を設置し、SDGs 実施指針を策定、平成 29 年 (2017 年) からは、SDGs への貢献を示す SDGs アクションプラン策定や、SDGs に貢献する企業・団体等を表彰するジャパン SDGs アワード開催等を行っています。

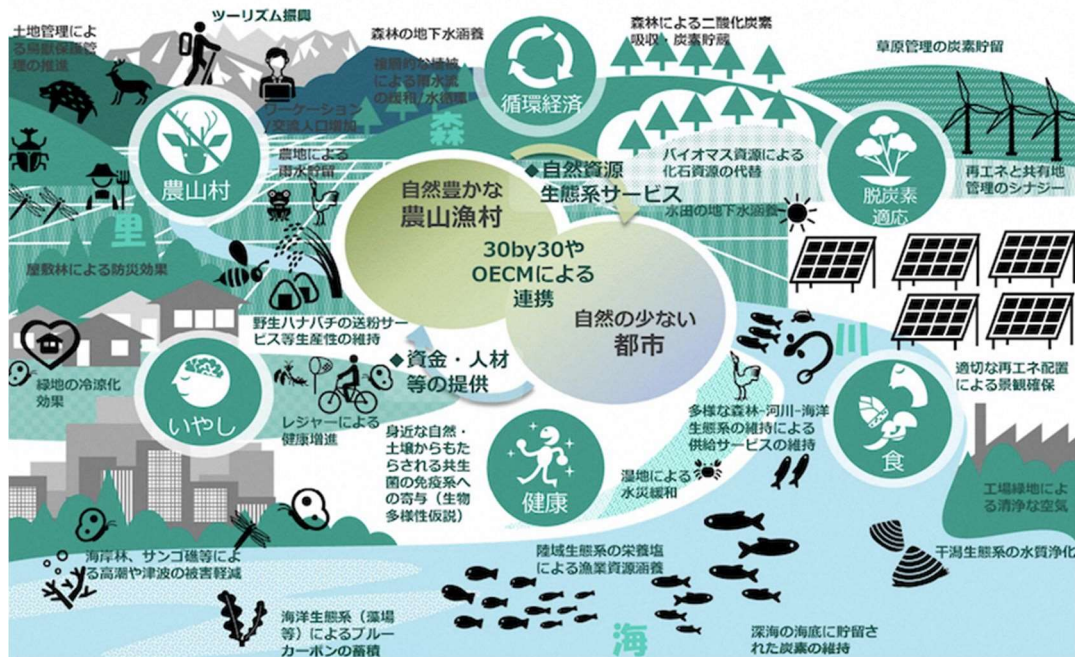


(2) 自然環境

人間の活動による様々な影響により、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100~1000 倍にも達しているといわれています。令和 4 年 (2022 年) の生物多様性条約第 15 回締約国会議 (CBD COP15) では、令和 12 年 (2030 年) までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これは、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (CBD COP10) の愛知目標に続く世界目標であり、令和 32 年 (2050 年) のビジョンでは、「自然と共生する世界の実現」を掲げ、令和 12 年 (2030 年) のミッションでは“自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急行動をとる”とし、陸域と海域の各 30%を保全指定する“30by30”を始めとした 23 項目の個別目標からなります。

自然生態系での森林による光合成活動や二酸化炭素固定は気候変動の面でも重要で、気候変動と生物多様性の損失は互いに関係する問題となっています。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



出典：環境省

国では、令和5年(2023年)に最新となる「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しています。令和12年(2030年)までにネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復、ネイチャーポジティブ経済の実現等、5つの基本戦略、基本戦略ごとの15個の状態目標、25個の行動目標が設定されています。

栃木県では、平成22年(2010年)に生物多様性とちぎ戦略を策定し、その後、令和3年(2021年)に策定した栃木県環境基本計画の中に生物多様性とちぎ戦略を包含し、地域の生態系の保全、森林やみどりづくり、野生鳥獣、外来種対策等の施策を設定しています。

現在、新たな計画の策定に取り組んでいます。

昆明・モンリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界
(a world of living harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

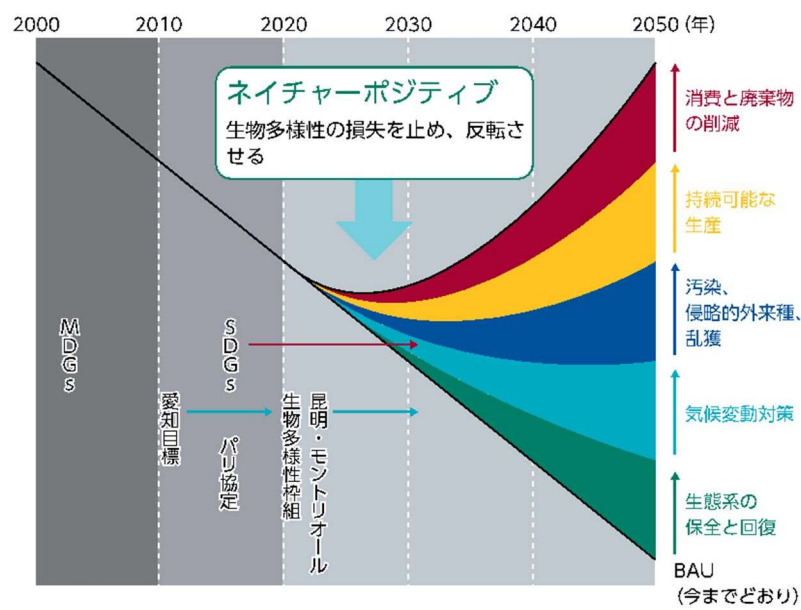
**自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる**

ネイチャーポジティブ(自然再興)の考え方

◆◆ ネイチャーポジティブ ◆◆

ネイチャーポジティブとは、「自然再興」のことで、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指します。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済を含め社会全体で改善を促しています。

生物多様性国家戦略 2023-2030 で 2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。



出典：環境省



駒止の滝

(3) 循環型社会

私たちの便利な暮らしを支えているプラスチック類は、世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されています。19の主権国及び欧州連合、アフリカ連合で構成される政府間フォーラムであるG20の海洋プラスチックごみ対策実施枠組では、令和32年（2050年）までに海洋プラスチックによる追加汚染をなくすことが合意されました。

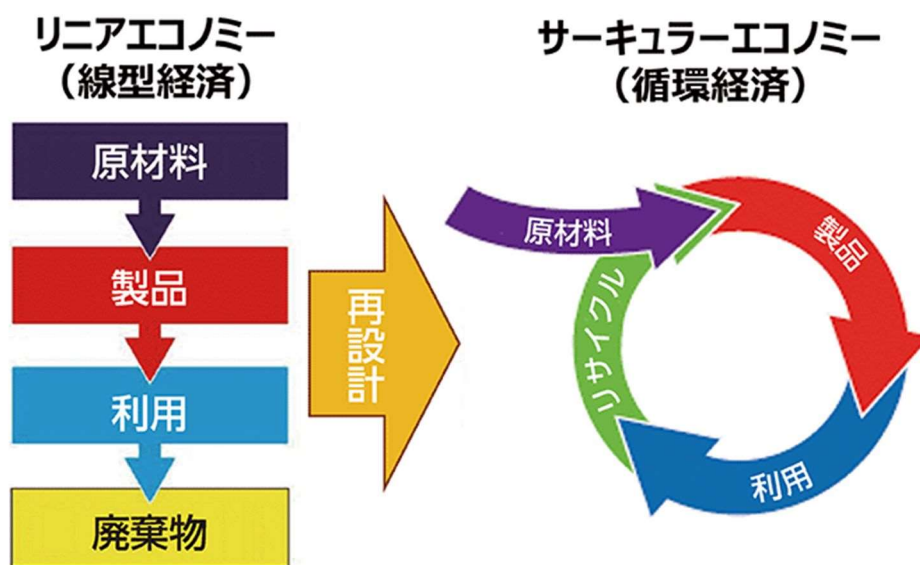
また、世界では食用に生産される食糧のおよそ3分の1が毎年廃棄されており、環境の悪化だけでなく、将来的な食糧危機が懸念されています。

国では、令和元年（2019年）に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4年（2022年）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、食品ロスの削減とプラスチックの循環利用に取り組んでいます。令和6年（2024年）に策定した第五次循環型社会形成推進計画では、線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、5つの柱と循環型社会形成に向け、国・地方自治体、国民が連携・協働して取り組むこととしています。

栃木県では、令和3年（2021年）に栃木県資源循環推進計画を策定し、ライフサイクル全体での資源循環の推進、資源循環としての適正処理の推進、資源循環推進体制の確保、廃棄物・リサイクル産業の振興を掲げています。現在、新たな計画の策定に取り組んでいます。

◆◆ サーキュラーエコノミー ◆◆

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進むリニアエコノミー（線型経済）の考え方を再設計し、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄を最小限に抑えることと、新しい産業や雇用の創出までを含めた「経済システム」であるサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換が求められています。



出典：環境省

(4) 生活環境

世界では、人口の増加や人の活動、生産活動等により、汚染物質の排出や廃棄物の増加、質の多様化により大気汚染や水質汚濁が広がり、深刻な問題となっています。また、安全な水の確保も大きな課題となっています。これらの公害防止や安全な水の確保に向け、先進的な技術を持つ国からの支援や新たな先進的な技術開発が世界中で行われています。

国では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法等の各種法整備が行われ、環境基準の超過は大きく減少しています。しかしながら、ダイオキシン類やアスベスト等への継続した対応や、近年は PFAS 等の有害物質による影響が発覚するなど新たな物質による環境汚染への対応が求められています。

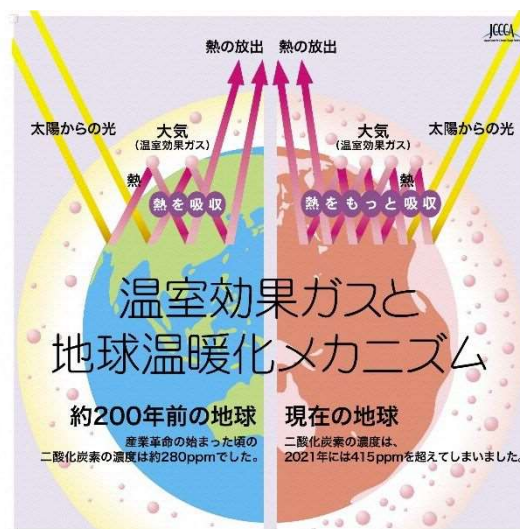
栃木県では、各種の法整備に加え、栃木県生活環境の保全等に関する条例を整備し、工場等からの環境汚染について規制を行っており、典型7公害は減少しています。しかし、大気環境基準である光化学オキシダントや水質環境基準の大腸菌数では環境基準を超える値がみられます。

(5) 脱炭素社会

化石燃料の消費や人の活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により、引き起こされる地球温暖化と気候変動は地球規模での環境問題となっています。気候変動による平均気温の上昇、大雨頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症リスクの増加等の影響が現れており、人類や全ての生き物の生存基盤を揺るがしています。

平成27年(2015年)の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された令和2年(2020年)以降の温室効果ガスの排出削減等の国際的な新たな枠組であるパリ協定が、平成28年(2016年)11月に発効されました。「産業革命以前に比べて世界の平均気温上昇を2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすること」とした長期目標です。

このような世界の情勢を踏まえ、国では令和2年(2020年)10月に「令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出実質ゼロとするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、令和3年(2021年)4月「令和12年度(2030年度)の温室効果ガスの削減目標を、従来の26%削減から46%削減へと大幅に引き上げる」ことを表明し、同年10月に地球温暖化対策実行計画を改定しました。また、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、令和4年(2022年)10月に国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後追いするための国民運動として“デコ活”を発足しました。



栃木県では、令和2年（2020年）12月に、“令和32年（2050年）カーボンニュートラル実現を目指す”ことを宣言し、「とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を策定し、温室効果ガス排出量を令和12年（2030年）までの50%削減、令和32年（2050年）までの温室効果ガス排出量実質ゼロまでの工程表を示しました。

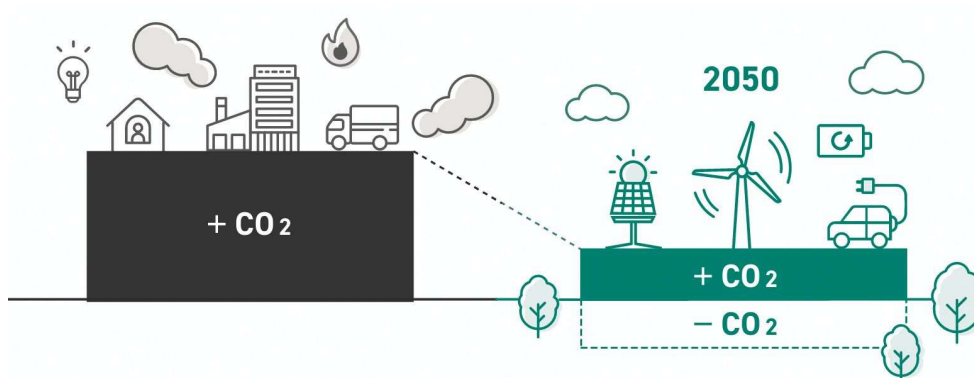
カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に向けた、革新的な技術の開発と早期の社会への実装が重要であり、現時点で活用可能な技術を最大限に活用し、すぐに取組を始めることが必要不可欠です。

◆◆ カーボンニュートラル ◆◆

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しています。

日本は、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

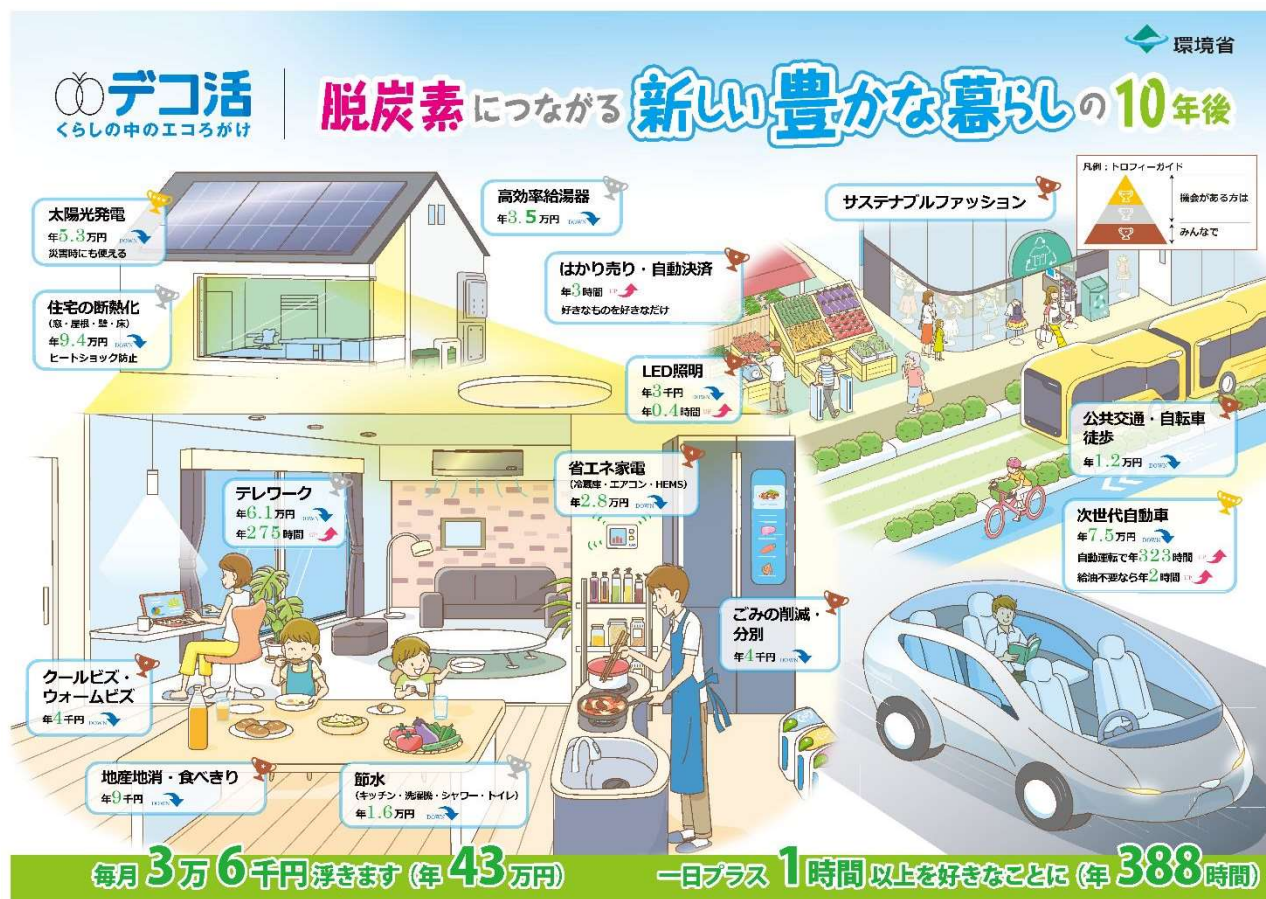
“排出を全体としてゼロ”というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの“排出量”から、植林、森林管理などによる“吸収量”を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルを達成するためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図る必要があります。



出典：環境省



那須街道のアジサイ



デコ活運動

(6) 気候変動

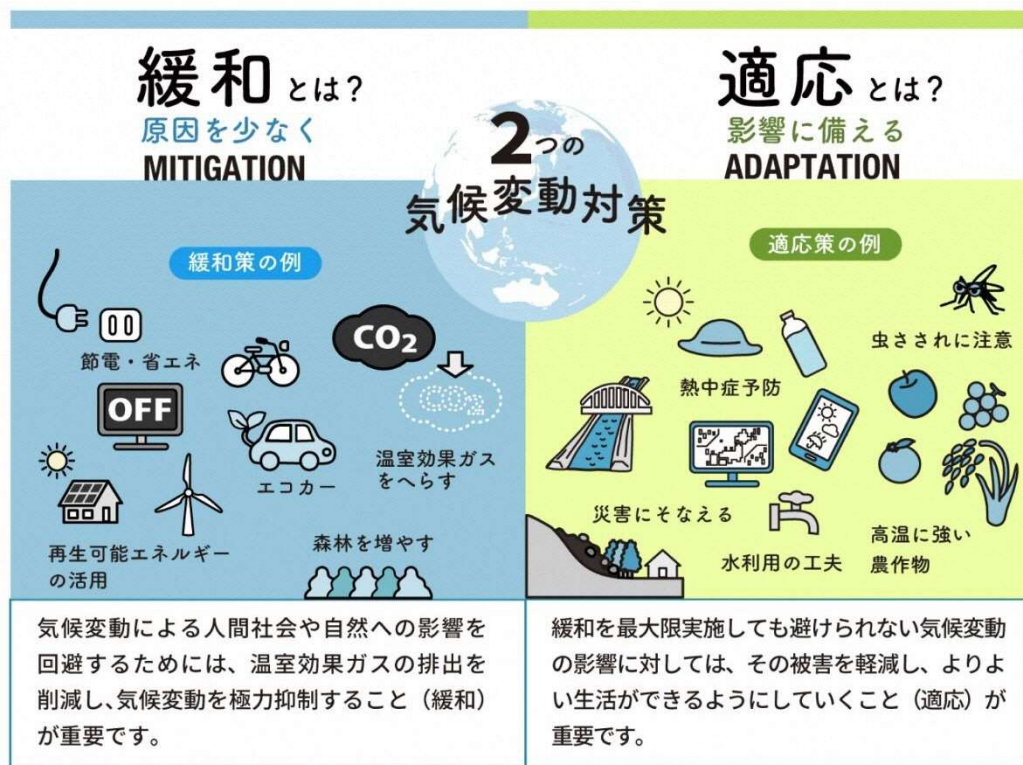
地球温暖化による気候変動は、土地や水資源、農業、衛生等に危機的な影響をもたらしており、適応への長期目標の設定と各国の適応計画プロセスや行動の実施が求められています。令和4年(2022年)11月の国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(UNFCC COP27)では、気候変動により途上国が被ってきた損害への、途上国支援のための基金設立を盛り込んだ「シャルム・エル・シェイク実行計画」が採択されました。

国では、平成30年(2018年)に策定した気候変動適応計画を令和3年(2021年)に変更し、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充しました。さらに令和5年(2023年)に熱中症対策実行計画の一部変更を行いました。

栃木県では、令和3年(2021年)3月に栃木県気候変動対策推進計画を策定し、温室効果ガス排出削減対策である“緩和策”と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である“適応策”を一体的に進めています。

◆◆ 気候変動の緩和と適応 ◆◆

気候変動の対策には、温室効果ガス排出量を削減する“緩和”と自然生態系や社会・経済システムを調整することにより影響を軽減する“適応”の二本柱があります。



出典：環境省

(7) 環境学習・環境保全活動

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）が重要とされ、国連で“ESDに関するグローバル・アクション・プログラム”が採択されました。

国では、持続可能な社会構築のため環境保全活動や協働の取組を推進し、国民生活の質の向上を目指すため、平成15年（2003年）に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を施行しました。平成30年（2018年）に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が見直され、地域や企業の体験の機会の場の積極的な活用を図ることを定めています。

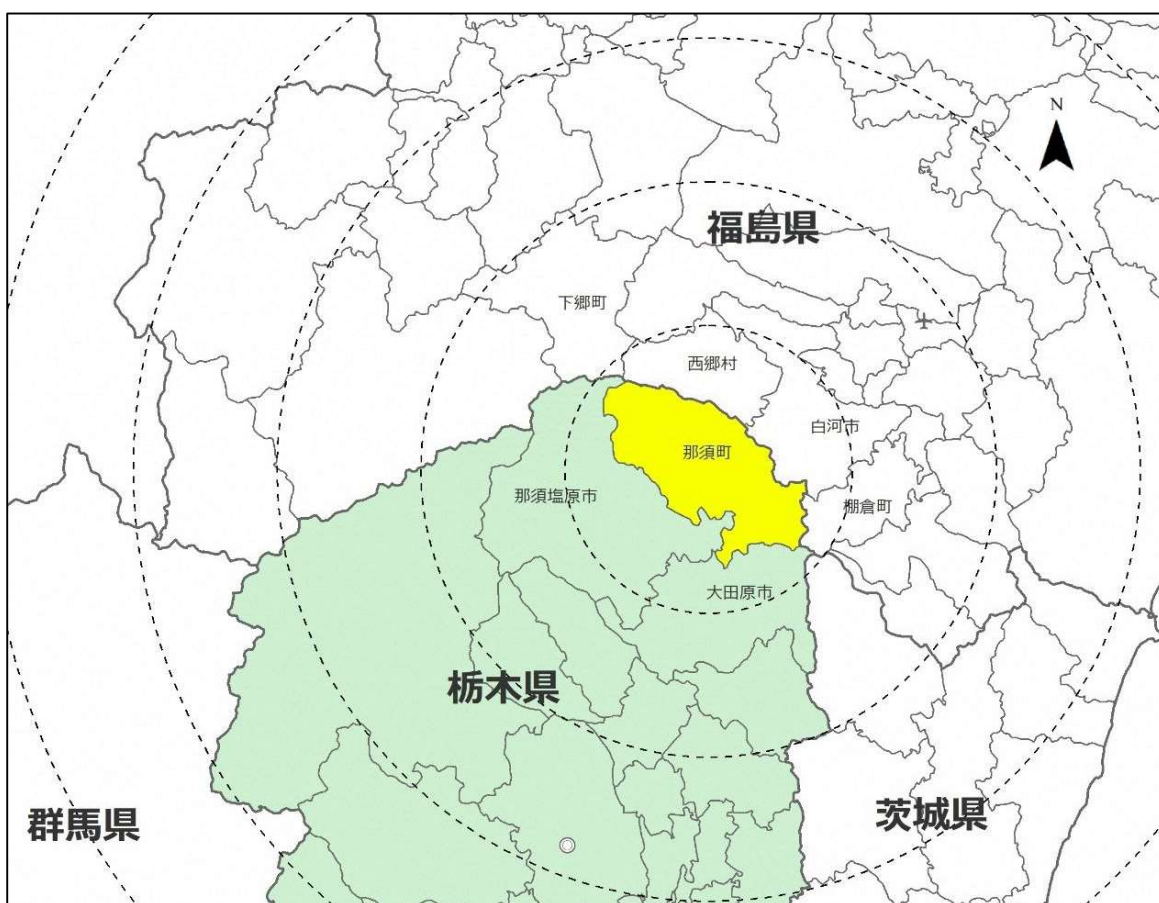
栃木県では、令和3年（2021年）に策定した栃木県環境基本計画の共通施策の持続可能な地域づくりで環境教育や学習、環境保全活動、環境情報の施策を定めています。また現在、新たな計画の策定に取り組んでいます。

2 那須町の概要

(1) 位置及び地勢

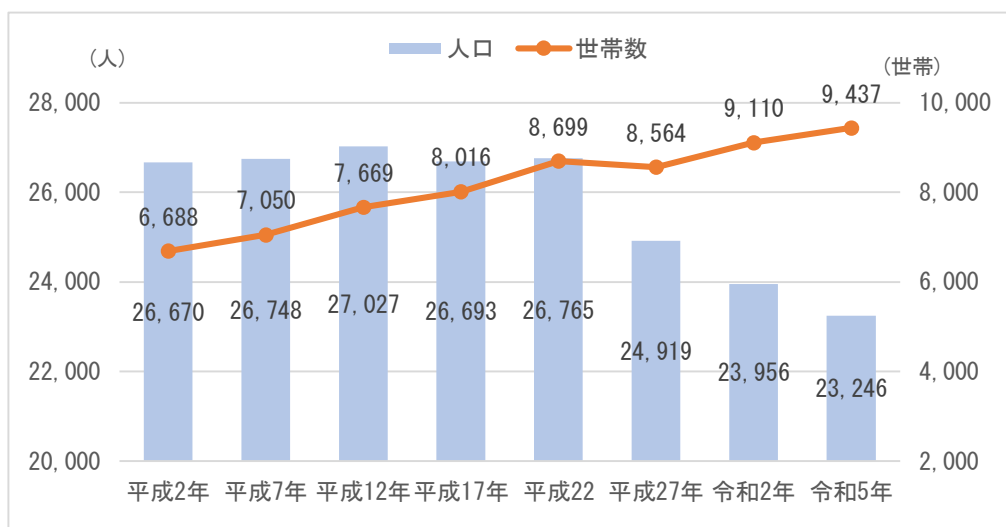
那須町は、栃木県の北部に位置し、東京都からは約170km、宇都宮市からは約60kmの距離にあります。東は八溝山を境に福島県棚倉町及び白河市に、西は那珂川をはさんで那須塩原市に、南は那須塩原市及び大田原市に、北は福島県白河市及び西郷村に接しています。

那須連山と八溝山地にいたる広大な町域、総面積372.34km²を有し、栃木県の総面積の約6%にあたります。町の北西部に那須連山の主峰、茶臼岳(1,915メートル)がそびえ、今なお噴煙を上げ続けています。その南斜面には、1,390年の歴史を持つ温泉があり、日光国立公園「那須温泉郷」として観光の名所となっています。山麓地帯には別荘地やテーマパークがあり、高原地帯には傾斜地を利用した酪農地帯が続いており、中央・東部地区には水田地帯が広がっています。また、南東部の伊王野・芦野地区には源義経や俳人松尾芭蕉など多くの偉人の史跡があるほか林業・石材業の町として発展を続けています。



(2) 人口・世帯数

本町の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移しています。

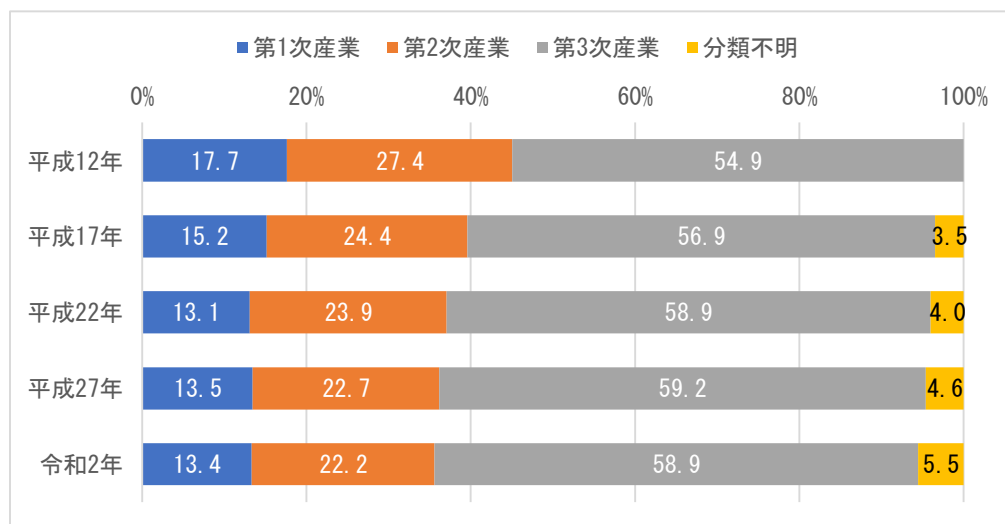


《 人口・世帯数の推移 》

出典：令和6年版 那須町統計書

(3) 産業別就業者数

農業や林業の第1次産業と建設業や製造業の第2次産業の割合は減少し、商業や宿泊、飲食サービスの第3次産業の割合が増加しています。

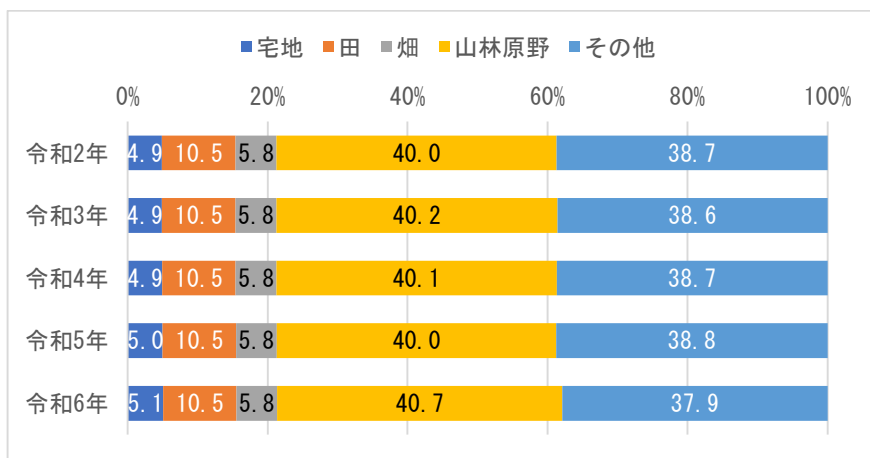


《 産業別就業者数割合の推移 》

出典：令和6年版 那須町統計書

(4) 地目別土地面積

地目別土地面積及び割合は、山林原野が最も多くなっていますが、年度による大きな変化はみられません。



《 地目別土地面積割合の推移 》

出典：令和6年版 那須町統計書

(5) 観光客入込数

観光客入込数は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した令和2年以降、増加傾向で推移しています。



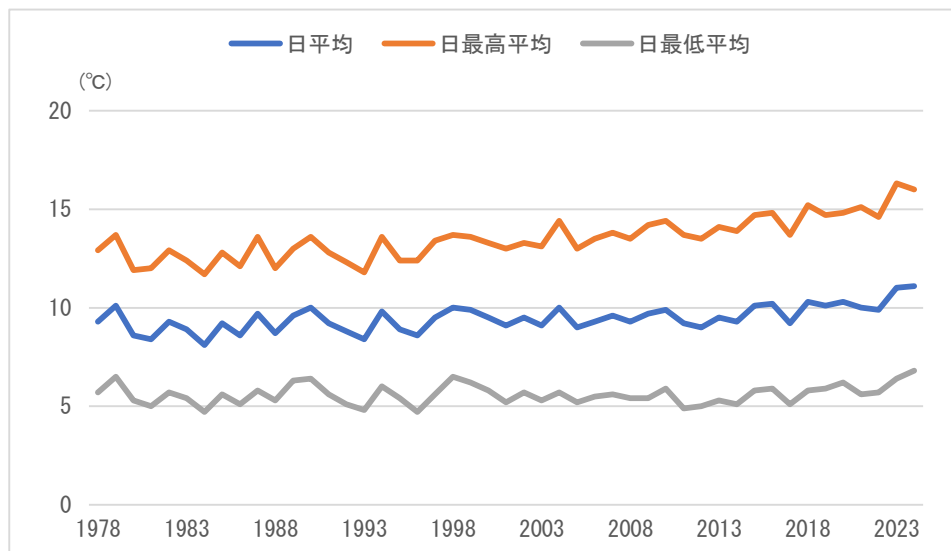
《 観光客入込数の推移 》

出典：令和6年版 那須町統計書

(6) 気象

① 気温

那須高原地域気象観測所の気温は、上昇傾向で推移しています。

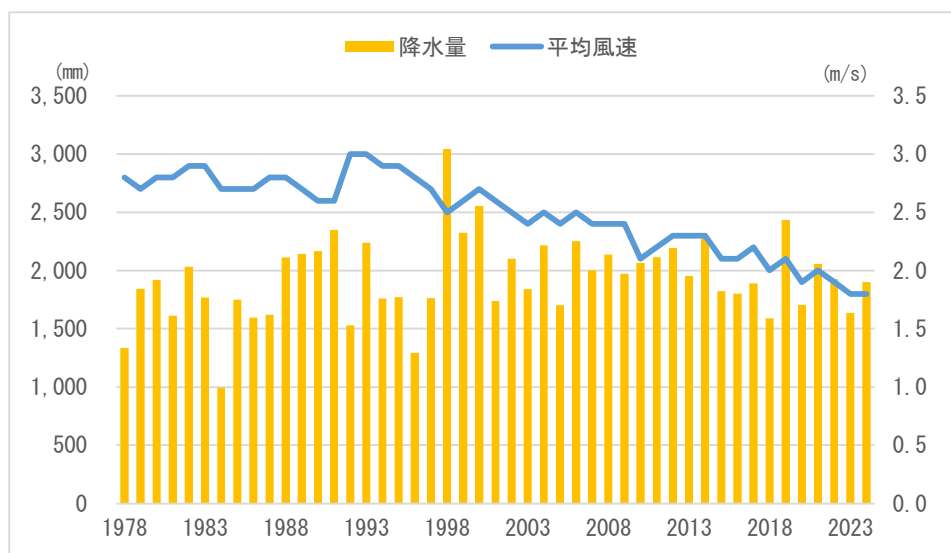


《 気温の推移 》

出典：気象庁

② 降水量・風速

那須高原地域気象観測所の降水量及び風速は、年度によるばらつきがみられます。



《 降水量・風速の推移 》

出典：気象庁

3 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に向け、町民・事業者の意向や意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。アンケート調査の概要は、次のとおりです。

(1) 町民アンケート調査

対象者	18歳以上の町民 700人
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7年7月15日～令和7年7月31日
回答数及び回収率	回答数：294人（うちインターネットによる回答55人） 回収率：42.0%
結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画や地球温暖化防止実行計画を「知らない」の回答が70%を超えている。 ○10年前と比べた地域の環境は「変わらない」の回答が多い。 ○重要な環境対策として「シカやイノシシなど野生鳥獣の対策」や「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」が多くなっている。 ○将来に残したい町の自然として「那須岳山麓」の回答が多い。

(2) 事業者アンケート調査

対象者	町内で操業している事業者 100社
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7年7月15日～令和7年7月31日
回答数及び回収率	回答数：35社（うちインターネットによる回答9社） 回収率：35.0%
結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所周辺の環境は「変わらない」の回答が多い。 ○町と協働で行う環境に関する活動は「広報やSNS、インターネットなどを活用した環境保全活動の情報提供」の回答が多い。 ○環境保全に向け行政に望むこととして「環境保全活動に対する優遇措置（資金的な支援）」が多い。